

# 傷害保険の補償内容についてのご案内

AIG損害保険株式会社

このご案内では、傷害保険の主な保険金に付随する補償についての概要をご説明しています。ご契約の内容や事故の状況によってお支払いできる保険金が異なりますので、詳細については、取扱代理店または弊社損害サービスセンターにお問い合わせください。

主な「付随的な補償内容」	
後遺障害保険金の追加支払	後遺障害保険金の追加支払に関わる特約のセットされたご契約において、お客さま(被保険者)が、後遺障害保険金の支払いを受けられた場合で、かつ事故日よりその日を含めて180日を経過した時点で、その被保険者が生存されていた場合に、それぞれの特約にしたい追加保険金をお支払いします。
対象となる可能性がある 保険種目・特約	<<保険種目>> 普通傷害保険・グループ傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険など <<特約>> 後遺障害保険金の追加支払に関する特約など
入院保険金・手術保険金・通院保険金の支払日数延長	入院保険金・手術保険金・通院保険金の対象期間を延長する特約のセットされたご契約において、お客さま(被保険者)が事故の日からその日を含めて180日以内に、入院、手術または通院をされた場合は、それぞれの特約にしたい支払い対象期間を延長します。 (例：入院・手術保険金支払対象期間延長特約(730日)の場合、入院・手術保険金対象期間180日⇒730日間)
対象となる可能性がある 保険種目・特約	<<保険種目>> 普通傷害保険・子ども総合保険・グループ傷害保険など <<特約>> 入院保険金および手術保険金支払対象期間延長特約(730日)、入院保険金支払対象期間延長特約(730日)、入院保険金等支払条件変更特約など
海外事故の入院・手術倍額支払	海外事故の入院保険金および手術保険金倍額支払特約のセットされたご契約において、お客さま(被保険者)が海外で事故に遭われ、海外で治療を受けられた場合、入院保険金および手術保険金を2倍にしてお支払いします。
対象となる可能性がある 保険種目・特約	<<保険種目>> 普通傷害保険など <<特約>> 海外事故の入院保険金および手術保険金倍額支払特約
入院一時金	入院一時金支払特約のセットされたご契約において、お客さま(被保険者)が、入院保険金を支払われる事故によって保険証券記載の日数を超過して入院された場合にお支払いします。
対象となる可能性がある 保険種目・特約	<<保険種目>> 普通傷害保険・子ども総合保険・グループ傷害保険など <<特約>> 入院一時金支払特約
(傷害)手術保険金	普通保険約款や(傷害)手術保険金支払特約(公的医療保険準拠型)のセットされたご契約において、お客さま(被保険者)が、事故の日からその日を含めて180日以内に医師による治療のため所定の手術を受けた場合に、(傷害)入院保険金日額に手術時の入院の有無に応じた倍率(入院中に受けた手術：10倍、入院を伴わない手術：5倍)を乗じた額をお支払いします。
対象となる可能性がある 保険種目・特約等	<<保険種目>> ①普通傷害保険・②子ども総合保険・③グループ傷害保険・④ベーシック傷害保険など <<特約等>> 普通保険約款(①・②)、手術保険金支払特約(公的医療保険準拠型)(③)、傷害手術保険金支払特約(公的医療保険準拠型)(④)
(傷害)休業一時金	(傷害)休業保険金支払特約のセットされたご契約において、お客さま(被保険者)が、不慮の事故によるケガ(傷害)が原因で、事故の日からその日を含めて180日以内、かつ、保険期間中に就業不能を開始した場合に、お客さま(被保険者)が被ったケガが所定の種類(※)に該当し、かつ「(傷害)休業保険金日額×就業不能日数」に基づく保険金の支払いを受ける前(事故の日からその日を含めて60日以内とします。)に、その保険金の代わりに(傷害)休業一時金による支払いを選択された場合は、その種類に応じた(傷害)休業一時金をお支払いします。 ※約款の別表に記載されている部位が完全脱臼、完全骨折の場合
対象となる可能性がある 保険種目・特約	<<保険種目>> グループ傷害保険・ベーシック傷害保険など <<特約>> 休業保険金支払特約、傷害休業保険金支払特約

主な「付随的な補償内容」	
長期休業療養一時金	休業療養保険金等支払特約のセットされたご契約において、お客さま(被保険者)が、所定の就業不能状態が30日間継続し、かつ31日目においてその就業不能が継続していた場合に、傷害を被った部位およびその症状により所定の金額をお支払いします。
対象となる可能性がある 保険種目・特約	<<保険種目>> グループ傷害保険 <<特約>> 休業療養保険金等支払特約
疾病入院療養一時金	疾病入院療養一時金支払特約のセットされたご契約において、お客さま(被保険者)が、病気を被り、医師がその治療のために継続して保険証券記載の入院日数以上の入院が必要であると診断した場合に、疾病入院療養一時金をお支払いします。
対象となる可能性がある 保険種目・特約	<<保険種目>> グループ傷害保険・子ども総合保険など <<特約>> 疾病入院療養一時金支払特約など
補償制度費用	補償制度費用保険特約または補償制度費用等補償特約のセットされたご契約において、お客さま(被保険者)が、災害補償規定などに基づき従業員などに給付を行なうことで生じる費用に対して、それぞれの特約にしたがい、ご契約の保険金をお支払いします。
対象となる可能性がある 保険種目・特約	<<保険種目>> グループ傷害保険など <<特約>> 補償制度費用等補償特約など
就業外傷害倍額支払	青年アクティブライフ総合保険特約のセットされたご契約において、お客さま(被保険者)が、職業に従事していない間(通勤途上は、職業に従事している間となります。)の事故によりおケガをされた場合には、死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金または通院保険金を2倍にしてお支払いします。
対象となる可能性がある 保険種目・特約	<<保険種目>> 普通傷害保険 <<特約>> 青年アクティブライフ総合保険特約